

日本語教師の日本語教育能力の判定に関する基本的な考え方 －第 18 期日本語教育小委員会における審議経過の概要－

「日本語教師の日本語教育能力の判定について」の審議事項について、第 18 期日本語教育小委員会では、平成 30 年 9 月 28 日から 4 回にわたる審議を重ねてきた。第 18 期日本語教育小委員会の任期は 3 月 31 日までであることから、平成 31 年 4 月 1 日に発足する第 19 期日本語教育小委員会に審議を引き継ぐに当たり、これまでの審議経過の概要を取りまとめた。

1. 現状と課題

- 在留外国人の増加に伴う日本語学習ニーズが拡大している。また、出入国管理及び難民認定法の改正等を踏まえ、今後も在留外国人の更なる増加が見込まれることから、日本語教育を担う専門家としての日本語教師の質の確保及び量的拡大が重要な課題となる。

2. 基本的な考え方

(1) 趣旨・目的

- 質の高い日本語教師を国内外で安定的に確保するため、日本語教師の日本語教育能力の判定の仕組みが必要である。
- 判定の仕組みとして、日本語教師としての資質・能力を証明するための「資格」を整備する。

(2) 制度設計の前提（日本語教育人材の養成・研修の在り方について（報告））

- 日本語教師としてのスキルを証明するための「資格」の具体的な制度設計に当たっては、「日本語教育人材の養成・研修の在り方について（報告）」（平成 30 年 3 月 2 日）（以下、「養成・研修報告書」という。）に記載された養成・研修の考え方を前提とする。
- 法務省が告示をもって定める日本語教育機関の教員要件との接続について検討する。
※日本語教師養成課程の在り方を含めて検討を行う。

3. 日本語教育能力の判定の方法等

(1) 日本語教育能力の判定を行う日本語教育人材の範囲

- 「資格」は、専門家としての日本語教師になろうとする日本語教育人材（いわゆる、養成段階の日本語教育人材）の資質・能力を判定するものとする。

※「養成・研修報告書」に掲げられた初任・中堅段階の日本語教師や、日本語教育コーディネーター等の日本語教育能力の判定は、研修の修了をもって行う。

※文化庁では平成 30 年度から「養成・研修報告書」に基づき、日本語教育人材養成・研修カリキュラム開発事業を実施し、養成・研修の新たな教育内容の普及に取り組んでいるが、初任・中堅段階の日本語教師等に対する研修の更なる充実が重要である。

(2) 判定の仕組み

○判定は、①試験の合格、②教育実習の履修、③その他の要件により行う。

(3) 試験の内容

○試験の内容は、「養成・研修報告書」に示された養成段階の「必須の教育内容」とする。

4. 専門家としての日本語教師の活動の場の例

- 法務省が告示をもって定める日本語教育機関の日本語教員
- 地域の日本語教室の日本語教師や、国際交流協会等における地域日本語教育コーディネーター
- 大学等の日本語教育プログラムを担当する日本語教師
- 企業における日本語研修担当者
- 学校における日本語指導員
- 海外の大学、日本語学校又は企業等における日本語教師
- 外国人と関わる日本人に対する異文化理解やコミュニケーション研修の担当者

5. 今後の検討課題**(1) 「資格」取得の要件等について**

- 「資格」の名称について検討が必要である。
- 「その他要件」について検討が必要である。
※学位等の位置付けについて議論が必要である。
- 「教育実習」の履修について、送り出し機関における指導の在り方や受入れ機関の確保等について検討が必要である。

(2) 養成課程について

- 大学の日本語教師養成課程、420 単位時間以上の日本語教師養成課程に関し、試験の一部免除等の措置等の導入の可能性について検討が必要である。
- 一部免除等の措置等を導入する場合は、養成課程の質の担保等の観点から、課程認定等の仕組みの導入の可能性について検討が必要である。

(3) 「資格」の有効期限について

- 「資格」の有効期限について検討が必要である。
- 有効期限を設ける場合は、更新研修の実施等の仕組みの導入の可能性について検討が必要である。

(4) 経過措置について

- 法務省告示基準の教員要件を満たす者の位置付けについて、経過措置等を設ける可能性の検討が必要である。

(5) 日本語教育能力の判定のための体制について

○上記の制度を実施するための体制について検討が必要である。

(6) その他

○「資格」の創設に加え，現職の日本語教師に対する活動分野別・段階別の研修
機会の充実・推進が必要である。

以上

日本語教師の日本語教育能力の判定の仕組みイメージ(案)

参考資料 1

大学の
日本語教師養成課程
修了者

- ※ 学士の学位取得
- ※ 教育実習の履修
- ※ 試験の免除のための課程認定 **検討**

日本語教師養成研修機関等の
420単位時間日本語教師養成
文化庁届出受理コース
修了者

- ※ 教育実習の履修
- ※ 試験の免除のための課程認定 **検討**

多様な背景を有する,
日本語教師を目指す者

判 定

養成修了段階の日本語教育能力を判定する試験 合格

- ※大学の養成課程及び420単位時間養成コースの修了者及び修了見込み者については、試験の一部を免除 **検討**

教育実習の履修 **検討**

その他要件 **検討**

その他要件 **検討**

その他要件 **検討**

日本語教師の資格

- ※名称や登録等の仕組み **検討**
- ※定期的な更新研修の仕組み **検討**

日本語教育の資格に関する閣議決定等

○規制改革実施計画（平成 30 年 6 月 15 日閣議決定）〈抜粋〉

II 分野別実施事項

5. 保育・雇用

(2) 日本で学ぶ留学生の就職率向上

No.	事項名	規制改革の内容	実施時期	所管府省
5	就労のための日本語能力の強化	a 日本語教師の養成・研修の仕組みを改善させ、 <u>日本語教師のスキルを証明するための資格について整備する。</u>	a:平成 30 年度検討、平成 31 年度結論、結論を得次第速やかに措置	a: 文部科学省

○未来投資戦略 2018（平成 30 年 6 月 15 日閣議決定）〈抜粋〉

II. 経済構造革新への基盤づくり

[1] データ駆動型社会の共通インフラの整備

2. AI 時代に対応した人材育成と最適活用

2-3. 外国人材の活躍推進

(3) 新たに講ずべき具体的施策

iii) 外国人の受入れ環境の整備

① 生活環境の改善

イ) 日本語教育全体の質の向上

- ・日本語教師の質の向上を通じ日本語教育水準を高めるべく、日本語教師養成・研修機関が実施すべきプログラムを開発し、その普及を促すとともに、日本語教師のスキルを証明するための資格創設について検討する。

○外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策

（平成30年12月25日外国人材の受入れ・共生に関する関係閣僚会議）〈抜粋〉

3 生活者としての外国人に対する支援

(3) 円滑なコミュニケーションの実現

① 日本語教育の充実

【具体的施策】

- 日本語の習得段階に応じて、求められる日本語教育の内容及び方法を明らかにし、外国人が適切な日本語教育を受けられ、評価できるようにするため、「言語のためのヨーロッパ共通参照枠（CEFR）」を参考にした日本語教育の標準や、日本語能力の判定基準について検討・作成する。〔文部科学省〕《施策番号53》
- 国内外で日本語学習者が増加する中、日本語教育を担う人材の育成が急務となっていることから、日本語教育を担う人材の養成・研修プログラムの改善・充実に、日本語教師のスキルを証明する新たな資格を整備すること等により、日本語教育全体の質の向上を図る。〔文部科学省〕《施策番号54》

○外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策の充実 について

(令和元年 6 月 18 日 外国人材の受入れ・共生に関する関係閣僚会議決定)(抜粋)

2. 共生社会実現のための受入れ環境整備

(4) 日本語教育の充実

○日本語教育全体の質の向上に向けた日本語教育の人材養成・研修

「日本語教育人材の養成・研修の在り方について（報告）改定版」（平成 31 年 3 月文化審議会国語分科会）を踏まえ、就労者等に対する日本語教師のための研修カリキュラムを一層普及する。あわせて、日本語教師の資質・能力を証明する新たな資格等の検討を踏まえた取組を進める。 [文部科学省]《関連施策番号 54》

○成長戦略フォローアップ (令和元年6月21日 閣議決定) (抜粋)

I. Society 5.0 の実現

11. 外国人材の活躍推進

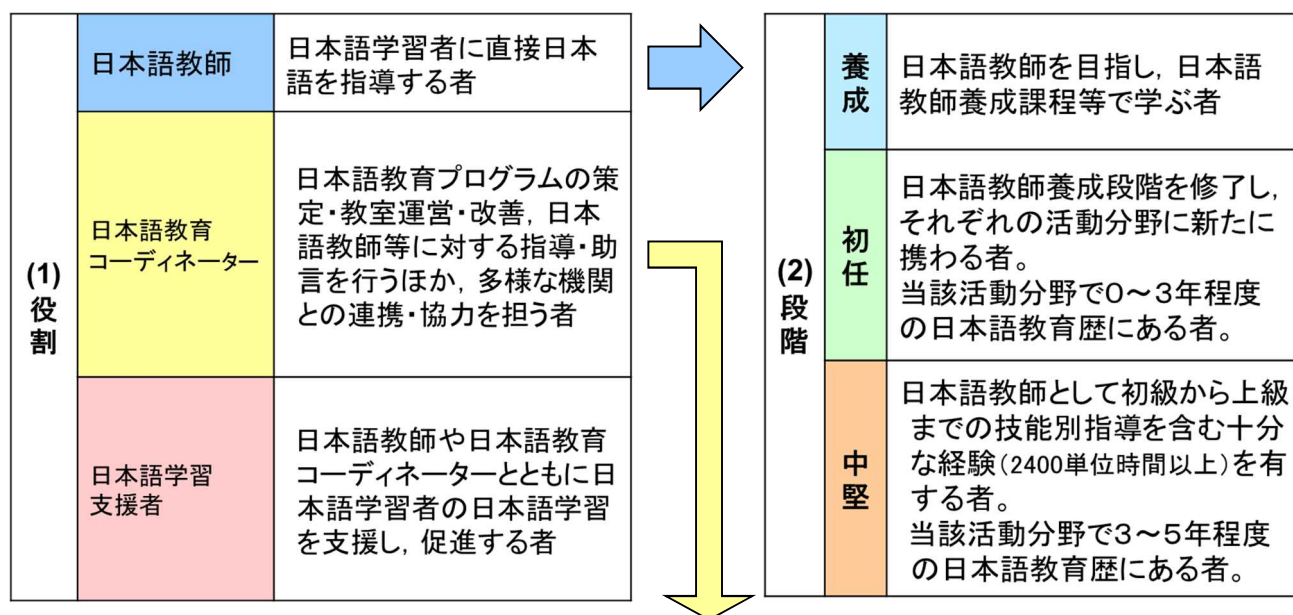
(2) 新たに講ずべき具体的施策

i) 高度外国人材の受入れ促進

②ビジネス日本語等教育プログラムの充実及び日本語教育の質の向上

・外国人の子供の就学促進、日本語指導の充実、高校生等へのキャリア教育などの包括的な支援を進める。また、就労者等に対する日本語教師の研修プログラムの普及及び日本語教師の能力等を証明する新たな資格等に関する検討を踏まえた取組を行うとともに、外国人の日本語教育環境を整備するため、地方公共団体等の体制づくり、日本語を自習できる ICT 教材の利用を推進する。

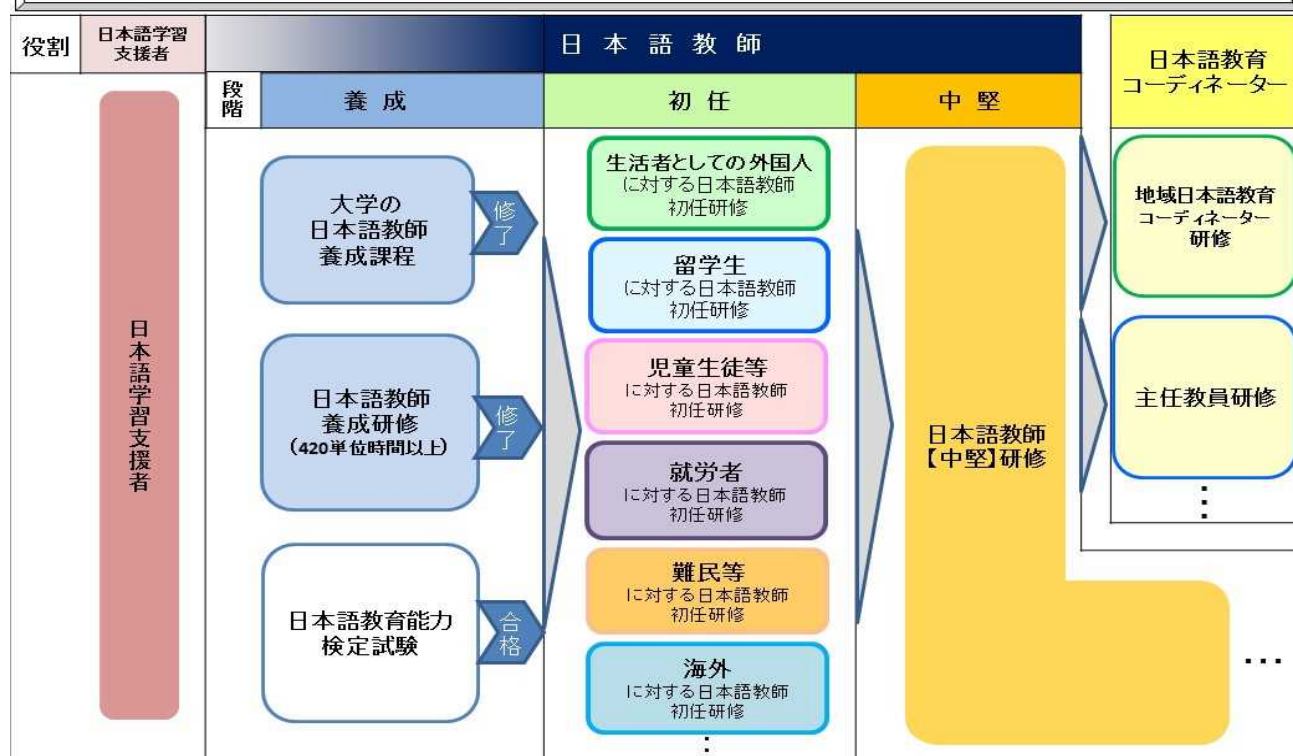
○ 「日本語教育人材の整理及び養成・研修の在り方について」（報告）より抜粋
・日本語教育人材の整理及び養成・研修のイメージ



地域日本語教育コーディネーター	関係機関との連携の下、「生活者としての外国人」に対する教育プログラムの編成・実施に携わる者
主任教員	在留資格「留学」が取得できる法務省が告示した日本語教育機関で教育課程の編成や他の教員の指導を担う者

(3) 活動分野		※本報告では●の6つの活動分野を提示。	
＜国内＞	●「生活者としての外国人」 ●就労者(就労希望者を含む)	●留学生 ●難民等	●日本語指導が必要な児童生徒等
＜海外＞	●海外における日本語教育	※初任時の活動分野別に研修プログラムを提示	

(参考) 日本語教育人材の役割・段階・活動分野に応じた養成・研修のイメージ



○ 日本語教育機関の告示基準（法務省出入国在留管理庁 令和元年8月1日一部改定）

外国人留学生を受け入れることができる法務省が告示する日本語教育機関については、「日本語教育機関の告示基準」の第1条第1項第13号に教員の要件が定められている。

十三 全ての教員が、次のいずれかに該当する者であること。

イ 大学（短期大学を除く。以下この号において同じ。）又は大学院において日本語教育に関する教育課程を履修して所定の単位を修得し、かつ、当該大学を卒業し又は当該大学院の課程を修了した者

ロ 大学又は大学院において日本語教育に関する科目の単位を26単位以上修得し、かつ、当該大学を卒業し又は当該大学院の課程を修了した者

ハ 公益財団法人日本国際教育支援協会が実施する日本語教育能力検定試験に合格した者

ニ 学士の学位を有し、かつ、日本語教育に関する研修であって適当と認められるものを420単位時間以上受講し、これを修了した者

ホ その他イからニまでに掲げる者と同等以上の能力があると認められる者

現行の日本語教育機関の告示基準における教員要件

